

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年六月二十四日法律第六十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中航空法第四百三十三条及び第四百四十四条から第四百四十五条の二までの改正規定、同法第四百四十五条の三の改正規定、同法第四百四十六条の改正規定、同法第四百四十七条の改正規定、同法第四百四十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、同法第四百四十八条の二の改正規定、同法第四百五十条の改正規定、同法第四百五十五条の改正規定、同法第四百五十六条の改正規定、同法第四百五十七条の改正規定、同法第四百五十七條の二の改正規定、同法第四百五十七條の三の改正規定、同法第四百五十七條の六の改正規定（「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分に限る。）、同法第四百五十七條の五の改正規定（「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分及び同条各号に係る部分（「者」を「とき。」に改める部分に限る。）に限る。）並びに同法第四百五十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに第二条の規定並びに次条並びに附則第五条、第八条（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十五条の四の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中航空法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十七條の三第一項の改正規定、同法第四十八條の改正規定、同法第五十五条の二第二項の改正規定、同法第三百三十二条の改正規定、同法第四百四十八條第四号の改正規定（「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める部分に限る。）、同法第四百五十七條の五の改正規定（同法第五号中「第三百三十二条の二第十号」を「第三百三十二条の二第一項第十号」に改める部分、同法第四号中「第三百三十二条の二第九号」を「第三百三十二条の二第一項第九号」に改める部分、同法第三号中「第三百三十二条の二第四号」を「第三百三十二条の二第一項第四号」に改める部分、同法第二号中「第三百三十二条の二第二号」を「第三百三十二条の二第一項第二号」に改める部分及び同法第一号中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項」に改める部分に限る。）、同法第三百三十二条の四の改正規定（「第三百三十二条の二第一号」を「第三百三十二条の二第一項第一号」に改める部分に限る。）並びに同法第四百五十八條第一号の改正規定（「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第四条、第六条第一項、第八条（自衛隊法第四百七条第一項中「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二第一項第五号」に改める改正規定に限る。）、第十一条及び第十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中航空法第三百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十条の規定 公布の日から起算して一年六月を

超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十三条の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日又は第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「第二号施行日」という。）のいずれか遅い日